

医療費の自己負担分を 免除・減額・徴収猶予できる制度があります



国民健康保険には、病院などで支払う医療費の自己負担分（一部負担金）の免除・減額・徴収猶予の制度があります。対象となる世帯で制度の利用を希望される方は、生活状況の聞き取りや申請書類のご案内をしますので、国民健康保険課までお問い合わせください。

対象となる世帯

世帯主が1年以内に失業、災害などの**特別な理由***により、一時的に生活が困難な状態の世帯で、療養見込み期間が3か月以内であり、世帯の収入が生活保護基準と同程度まで減少していること。また、国民健康保険税の滞納がないこと。



※特別な理由とは・・・

- ①震災、風水害、火災などの災害で、心身または資産に重大な損害をうけたとき。
- ②干ばつ、風水害などによる農作物の不作、不漁などの理由で、収入が減少したとき。
- ③事業または業務の休止・廃止、失業などで収入が減少したとき。
- ④これらに似た理由があるとき。



問 国民健康保険課 国保給付係 ☎989-5347

令和8年度施設等利用給付認定（保育料無償化）の 新規申請受付開始

令和8年4月1日から新たに施設等利用給付認定を希望する方は、保育こども園課へ申請をしてください。

対象施設・事業

- ①認可外保育施設 ②一時預かり事業 ③病児保育事業 ④ファミリーサポートセンター、
⑤預かり保育事業（幼稚園・認定こども園） ⑥新制度未移行幼稚園

申請要件

「保育の必要性」（※1）のある3～5歳児クラス（※2）の児童。
ただし、⑥の新1号認定（※3）は除く。

申請場所

保育こども園課窓口
（本庁舎東棟2階）

受付期間

3/19（木）まで（※4）

必要書類

施設等利用給付認定申請書、保護者（父・母）の就労証明書など

上限額 （月額）

3～5歳児クラスの児童37,000円、0～2歳児クラスの児童42,000円（非課税世帯のみ）
※⑤、⑥は上限額が異なるため保育こども園課までお問い合わせください。

注意事項

利用する施設・事業によっては、支給認定を受けたあとに保育料の償還払いの手続きが別途必要です。

- ※1 「保育の必要性」があるとは、両親が就労等（就労、妊娠・出産、療養、介護、就学、育児休業、災害、求職）の理由で家庭保育ができない世帯のことを指します。
※2 0～2歳児クラスの児童においても住民税非課税世帯は対象となります。
※3 満3歳以上の児童で、教育時間のみを利用する場合の認定。
※4 受付期間終了後も随時受付を行います。申請をした翌月から対象となります。遡っての申請受付はできません。



詳細はこちら

問 申 保育こども園課 ☎973-5427